

一般社団法人千葉看護学会 利益相反（COI）委員会規程

（名称）

第1条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会利益相反（COI）委員会とする。

（目的）

第2条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会利益相反（COI）管理指針及び細則に基づき、会員が利益相反（COI）を適切に管理し、適正な学術活動の推進により看護学の発展への貢献に資することを目的とする。

（委員会）

第3条 本委員会の運営は、理事会にて一般社団法人千葉看護学会理事より委員長を選出して行う。委員長は委員会を開催し、運営する。

- 2 本委員会は、委員長、編集委員会の長、委員2名をもって組織する。
- 3 委員は委員長が会員より選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
- 5 本委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 本委員会の委員が関与する事案について諮問された場合は、当該委員はヒアリングや答申内容の検討には加わらないものとする。

（活動事項）

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 2 利益相反（COI）管理指針および細則、各種様式等の策定と見直しおよび会員への周知
- 3 本学会の会員（正会員、名誉会員）、本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、学術集会長、各種委員会等の委員長、および委員の利益相反（COI）状態の確認
- 4 理事長から諮問された利益相反（COI）の内容についての答申

（秘密の厳守）

第5条 本委員会の委員は、職務上知り得た秘密を正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

- 2 第3条の6の規定により、本委員会に出席した者についても、前項の規定を準用する。

（規程の変更）

第6条 本規程を変更する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、2024年4月11日より施行する。